

| | |
|------------------|---|
| Title | 羊毛工業の発達とmerchant adventurers (一) |
| Sub Title | |
| Author | 高木, 寿一 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1922 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.1 (1922. 1) ,p.109- 121 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220101-0109 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て支那會社は支那に於ける特權をば廣東に於て支那と佛蘭西との貿易を営んでゐた。ヨルダン組合 *Société Jourdan* のクーランゼ會社 *Conlange et Cie* (一六九七—一六九年) に譲り渡された。一七一三年に起つた或る第三の會社は特權の使用を許されなかつた。一七一九年に多くの會社が一つに合併せられたるに際して支那に於ける佛蘭西の貿易は少し發展したが其後東印度會社の特權が停止せられるも俱に佛蘭西の領事館が一七七六年二月三日に廣東に設けられた。乍然此期間にはカトリックの傳導士殊に北京に在る傳導士の上に其勢力が及ばなかつた、復古政府は一八二九年に廣東に一代理商を許可した。そして最後に一八四年 Lagrene は正當なる吾等の關係を放棄する」と認めた。(H. Cordier; *Notice*

四月三十日 Fontenay-le-Comte に生れて一八〇六年六月一〔十三日〕 Versailles の近傍である Croissy に於て死亡した。生前彼は *Abbe Nollet* に次いで Navarre Collège の教授であった。

(17) Louis Claude Cadet-Gassicourt は一七三一年巴里に生れて一七九九年死んだ。
(18) Saint Florentin Louis Phélypeaux は一七〇五年八月に生れ一七七七年二月三十七日巴里に没した。彼は一七六一年に國務大臣となつたことがある。

(19) D. C. Bougler が其の著 *The History of China* 1898 p. 719 に於て「11人の支那人に着いたのは一七六二年頃である」と云てゐるのは恐らく誤りである。又彼は此等二人の支那人を以つて佛蘭西を訪れた最初の支那人であると書いてゐるのも誤解である。

羊毛工業の發達 Merchant Adventurers

高木壽一

富の基礎 *the basis of our wealth* を毛織物に置くと稱せらるゝ英帝國の先驅者は Lucca に據

第十六卷 (一〇九) 雜錄 羊毛工業の發達 Merchant Adventurers

第1號 一〇九

れば Merchant Adventurers である。(Ashley: *Economic History* vol. II. p. 191. Lucas: *the Beginnings of English Overseas Enterprise*. p. 183.) 英國輸出貿易品の大宗は毛織物工業の隆興を見る以前に在りては羊毛であつた。從而一面財政上の要求と、他面輸出獎勵の經濟的利益促進の要求より、*Merchants of the Staple* の出現を見た。併し、原料品の輸出より製造品の輸出に轉ずるは、一國產業進化の過程に於て、常に見る現象である。而して、英國經濟史上斯る推移は吾人が、羊毛工業に於て、十四世紀末より十五世紀初期の間に認むる所である。固よりも、漸く、外國人と競爭するの望みを有するに到りしより、一大進歩を劃せし時代である。

(Cunningham: *Progress of Capitalism* p. 71.) 原料品たる羊毛輸出の國家的制規のために生せる

Stapler に續いで、羊毛工業が斯業の秘訣を知らしめんがため、Flanders の織物匠を招き、所謂

保護と獎勵との二途を知り、貿易促進の企畫と適當に之を實行するの途を知れる。Edward II 世の賢明なる政策の成功により、次第に隆盛となるに從て、Merchant Adventurers は出現し、主として織物の輸出に從事した。爾後、十五世紀の都鄙一般の不況の中に獨り羊毛工業品は經濟的繁榮の中心となり、恰も他の衰微を覆くるが如くである。(Cunningham: Growth of English Industry and Commerce; Middleages. p. 373) 從て、Merchants of the Staple は中世的大會社(寧へ、商人團體)中の最古のものにして Merchant Adventurers に次ぐ他は即 Eastland Company である。而も以上二企業の中 Merchant Adventurers は最大にして且つ歴史的興味の最も深いものは他の到底比肩し得るものにし

しめたる商品を供給せる最始の工業にして、而も、數世紀に亘り、海外市場を有する唯一の工業たりしの故を以ても、(Ashley: Economic Organisation of England p. 115) 羊毛工業及之が輸出に當る Merchant Adventurers の重要な所には、察するに難からぬ所である。Merchant Adventurers は英國をして其商業的優越を得せしめたる後代の諸貿易會社全ての父たるべからぬのである。(Ashley: Economic History vol. II. p. 210)

其英國史に寄與する所著しく英國民族が數世紀を通じて進める進化の途の顯著なる例證なりと稱せらるゝと等しく、羊毛工業も亦、英國の富の本源を説明し、工業の發達を特に明白に例示するものとして擧げらる。(Lucas. English Oversea Enterprise p. 142 Ashley. Ibid. p. 191)

最も早く、ギルトの形態を探れる羊毛工業は

て、来るべき時代の幾多の萌芽を包含せしものである。(Lucas. 前掲書一五頁)

英國內の織物製造業の發達は必然貿易の性質及國家の商業關係を變化をしめ從來羊毛を輸出し織物を輸入せるに、今や反て織物を輸出し羊毛輸出を制限し遂にエリザベス朝に到り全く羊毛輸出の禁止せらるゝに到りしを見る。(Ashley: Economic History II. p. 210)

而して、十四世紀十五世紀以後 Edward III 世及び其後繼者の政策、及租稅、商業政策等に於ける重大なる變革は羊毛工業の歴史と相關聯して研究するを便とするせられ。(Price: Short History of English Commerce and Industry p. 75) 英國貿易政策の根本的變改を見たゞと稱せらる。

次いで十五、十六世紀に於ける農業革命を導か又英國をして初めて世界貿易に參加するを得

ギルドの束縛を脱して domestic System に入れる第一にして、鐵と綿との富が世に知られる以前の英國の富と活動の基礎をなせるものである。(Ashley. Ibid. 192: Economic Organisation p. 88) 又 Merchant Adventurers の發生と進歩は實に英國の經濟的發達の上に資本なる新要素の大規模に發生せるを示し、之れが初期の歴史は如何にして此商業的資本が英國に存在するに到りしやを示すものである。(Ashley. Organisation p. 79) 而も Merchant Adventurers は羊毛工業に據りて興り、兩者の發達は互に因となり、果となつて居る。洵に羊毛工業と Merchant Adventurers は啻に十五世紀、英國產業の双壁たるのみならず、相共に、近世英國に於ける資本的企業への途を開拓せるものと云ふべである。

第一に現はれし Craft Gild は毛織物の織匠及洗張工の組合であつた。西部ヨーロッパ全部を通じて見るも、舊治者階級に對抗して立ちし最初のものは、織物匠の組合である。其理由とする所は即、衣服材料の製造は其需要の廣き、工匠をして之を專業とするを得せしむる最始の工業たり。從て又特種の工匠團體の發生ぢや、第一のものたりしが故である。(Ashley: Economic History vol. I. p. 81)

爾後、十二世紀、十三世紀を通じて、英國各地、都鄙一般に家庭内の仕事としてにあらず。

一の職業として組織的織物工業の行はれ、都鄙の間に産業上の拮抗の存せるを認め、織物の種類に地方的相異ありて、各々其聲價を有したと云ふ。(Lipson: Economic History p. 391-395)

而も之をニーデルラント及、ライン地方の大都市に比すれば、極めて幼稚の状態に在り、内國

を製造するの困難を感じると共に、國內に於ては内國産に對する需要を更に喚起し、同時に、又羊毛が國內にて消費せられんか、英國工匠は織絲を從來よりも廉く購入し得べしと言ふにある。而も政府は果して如何程まで自國工匠の利益増進を期するの眞意ありしや、如何なる程度まで此羊毛供給の支配を、單に Flanders 諸邦との外交關係の武器として利用せしや頗、疑はしい所である。一二七一年羊毛輸出禁止と共に更に重要なは織物の輸入の禁止せられし事である。此命令は一二七四年に於て取消された。斯る政策は Flander 方面の諸侯をして英國政府の政治的要請を容れしめんとするを主眼とし、其動機に於て、全然政治的のものなるが故に、其目的にして到達せらるゝ以上、此禁止の行はるゝこと元より望み得ない所である。

後に、英國工業繁榮の時にすら尙、當面の政

需要の大部分、殊に高級品の需要の全部を輸入に仰いだ、輸出向の織物の製造せらるゝへ、したゞ断言し得るやに就いては、Ashley & Lipson の間に説の異なるを見る。(Ashley. Ibid. p. 139; Lipson. Ibid. p. 396) 反し、Flanders 及其諸隣邦は原料品たる羊毛の供給を英國に仰いだ。斯る状態より、進んで自國産の羊毛を以て織物製造業を確立して、輸入防遏をなさんとする企業は屢々行はれた。

之が要求を満すべき第一の策として、採られるものは即、羊毛の輸出禁止である。

一二五八年 Oxford 議會は羊毛の輸出を禁じ、英國の羊毛は英國内に於て製造せらるべくして、外國人に賣るべからず。各人は皆、國産の毛織物を用ふべし、との命令を發した。(Lipson Ibid. p. 396)

之により外國商人は、英國に輸入すべく織物

治的動機により、絶えず政府の産業保護政策の活動がされたるを見るのである。(Ashley. Ibid. p. 194, 195 Lipson. Ibid. p. 396)

英國羊毛工業は、以前の状態の如何に關せず、十四世紀初期に於ては、既に衰微に傾けるの徵候歴然たるものがある。こは努めて組合員數の制限をなさんとするギルドの排他的政策に職由する。各地各々特殊の原因ありて衰微を促進するものありしとは云へ、總べての都市に等しく認むる工業の一般的衰頽の存在せしは明なる所である。(Lipson. Ibid. 397, 398)

羊毛工業に再生の一大衝動を與へ、之をして活動の新生面に向はしめたりと稱せらるゝ Edward III 世の政策を究めるに當りては、先づ彼が先驅者たる Edward I 世及び Edward II 世に就きて一顧を加ふべきである。

Edward I 世の時代は英國史上最重要の一轉

機を劃する。彼は全國に亘れる一般的制規を形成すべし機關を建設し、斯くして十三世紀の最も繁榮なるギルドより出で、之を越え、遂に之を併呑すべし。國民的經濟生活の組織に於ける第一歩を進めたるものである。(Cunningham: Growth, vol. I, p. 261)

Goldwin Smith に據れば Edward I 世は中世の、英國諸王中最も偉大なるものである。彼の治世は單に英國史のみならず、世界史上に於ける新時代たるるものである。彼が特種の制度は廢滅するも、國民的輿論と權力との結合を成就せる政治家として、尙ほ、君臨する。(Goldwin Smith: United Kingdom, p. 165)

彼は Feudalism に代るるに Nationality を以てし、國家的王政及議會に代表せらるゝ國民諸階級の會議を確立せんと期した。彼は議會政治の眞の創設者である。(Ibid. p. 169)

國王が獨力による其功績と、其輔助のために召集せられし議會の献策、及賛同の下に行はれし事を嚴正に區別するは不可能なるも、議會は其自身の發案に依つて爲したる所多きを認めない。茲に國王と議會の協力が英國史に於ける新勢力となり、政治にも商業にも等しく其勢力を及ぼす」も、なつた。(Warner: Landmarks in English Industrial History, p. 78)

Edward の諸法制は實に新出發點と看做し得べく、そは形態に於て頗る異り、一般人民の利益のために貿易を制規せんことを第一の目的とした。此時代以後、國民的產業支配の漸進的益達及商業工業農業に等しく、地方的權力が次第に議會の勢力増加によりて凌駕せられ、遂にエリザベス朝に於て、複雑にして而も明晰なる國民經濟の組織が完成、實現せらるゝに到りし變遷を認むる。(Cunningham: Growth, vol. I, p.

是、彼が政治史に残せる偉功にして、其經濟史上に遺せる所は即ち、國家の財政制度改革である。彼が行へる租稅制度改革の直接の効果は極めて微々たるものなりしも、其商工業に關するや、彼の事業は最も重要な意義を有するものである。而も其著名なるは彼が實施せる事にあらずして、彼が可能ならしめたる事に據る。彼は英國商工業の總べての後代の發達が指導せられ支配せらるべき機關を設けたと稱せらる。全國を一體の中に組織し、單に各自が國王に對する忠節の關係にあらずして相互共通の利害、相互の責任、義務によりて、結合せる一體たらしめんとするに努めた。英國民の種々雜多の分子が茲に一の政治團體として組織せられ、斯くして等しく一齊に政治の利益と負擔とに參與し得べる時機が到來したのである。(Cunningham: Ibid. p. 262)

263-4)

洵に其商工業を政府の支配下に誘致せんとする Edward I 世の努力及 Edward III 世の自由交易政策は艱てマーカンチリズムの時代を導けるものである。(高橋教授、經濟學史研究、二四頁)

Edward II 世の政府にありては、織物工業に及ぶ衰頽に無關心なる能はずして Ordinance of the Staple に於て、後に Edward III 世により著しい成功を収めたる産業政策の諸方針を示した。該條例の最重要なるは國王が、織物製造に從事するものを獎勵せんがため、該業を其生業とする織匠、洗張工、染色工、その他の織物匠 Clothworkers に適宜の特權を其必要なる場合に附與せん事を約せる點にある。Edward II 世は實に外國工匠の英國移住を計畫したものにして、彼が後繼者は唯既に立てられたる計畫を

實行せるのみである (Lipson: Economic History. Merchant Adventurers

高級品製造業の成立 (Ashley. Economic History vol. II. p. 193)

p. 398) 並に次いで英國に君臨せる Edward III 世は實

に先王の遺業を行ふべくの機會と之が企畫を適當に遂行すべき叡智とを恵まれたるものである。

III

1311-1377 年に亘れる Edward III 世の治世より以後、十六世紀末に到るまでの間に於ける、英國羊毛工業の發達を、Ashley は次の三期に分つを得しとして示して居る。

- (1) Edward III 世朝に於ける外國工匠第一回の大移住、及其結果たる英國工業の發展と、輸出工業の創始
- (2) 十五、十六世紀に於ける Gild System より Domestic System への變遷
- (3) 外國工匠第二回の大移住及新織物業即

得るであらう。

而も此時代より以前に於ても、熟練職工の渡來せるもの頗る多き、又内國工業を制規し、保護する幾多の努力の存せしは明なる所である。

(Cunningham: Alien Immigrants to England. p. 101)

彼は決して、新工業を創設せしにはあらず、舊工業を復活せしめたのである。之、彼の事業を正當に解釋せんがための要諦となすものである。(Lipson: Economic History p. 399) 彼の獎勵策も亦、其時代にありて、最早新奇なるもの云ふべきではない、遮莫、產業促進の努力及適當に之を實行せるの叡明は、正に彼の功績に歸すべきである。即、保護的制度にのみ據らずして、同時に更に高き技術の進歩、完成を齎らすべき工匠の招致によりて行く、彼の政策之である。單に保護のみを以ては、進歩の障害を

以下、本稿に於ても大體此順序を以て述べて行くこととなるであらう。

Edward III 世が努力せし經濟的方面は、外國貿易の獎勵、諸工業の獎勵及節儉令による奢侈禁遏、の三項に概括し得る。

彼が外國貿易の發達を望みしは、一は關稅による收入の増加を計ると共に、國內消費者に輸入品を廉價に供給し、英國輸出品に高價格を得せしめんとする Edwardian Statesmanship の一綱領たる産業上の理由の二に出でるのである。

(Cunningham: Growth p. 298-299)

其工業獎勵により、彼は恐らく自然の產物に富める英國をして工叢上卓越せる國家となるとせし第一の政治家にして、英國を世界の工場たらしむべく、第一の企畫を遂行せる者と稱し

なし、努力と企畫とを妨ぐるものである。

(Cunningham Ibid. p. 101-2)

從て、彼は外國品輸入禁止よりも寧ろ、外國技術の輸入に多大の注意を拂つたものである。 (Ashley: History II. 195) 國内織物工業が、よく扶育せられ得べき唯一の途は、外國工匠を招きて國內に移住せしめ、其有する技術の熟練及知識を、英國工匠に教示せしむるにあるのみであつた。(Lipson: History p. 399)

Edward III 世は、技術の缺乏を満さんがために、熟練の源泉を求めて、Flanders に得たのである。彼が治世の當初、兩國の經濟的事情は彼我相補ふ所があつた。斯くて、英國の政策と其時機とは、工匠の移住を容易ならしめシーデルラントに於ける紛争擾亂は、同地方の織匠の渡來の苦痛を減殺した。(Cunningham: Alien Immigrants p. 103)

假令英國王にして自國工業發達のため、保護を約する事ありとも、外國工匠にして移住を欲するの原因なれば、元より其渡來を望み得ざる所である。(Cunningham: Growth, p. 305) 即、此時代に於ける外國民大移住を概觀せんか、其前代及後代の移住と分つべき、明確なる特徴あるを見る。Norman 及 Angevin 時代の移住に主要因たりし、政治的軍事的野心は最早、英國移住の因をなさず、又宗教改革以後は宗教上の相異が移住移動の方向を決すべき主要素の一となりしも、未だ西歐キリスト教國各地に、何等宗教上の事情に實際上相異を見ざりし中世後期の此時代にありては、宗教的原因は存在し得ない。此時代の外國民移住は、専ら商業上の原因に出づるものである、外國移住民の影響も亦、單に經濟的のものにして、而も、そは經濟的結果として最も重要な意義を有す

和である。斯る地方的猜疑は織匠にとりて、羊毛の供給を受くるを妨害するものなるが故に頗る重要な事である。(Ashley: History, 195. Cunningham: Growth, 307. Immigrants, 103)

而も一方英國にありては、國王の都市に對する政策は常に寛大にして Edward 一世は特に、新中心に於ける都市生活を發達せしむるに努めしに著しく、資本家及商人階級は、未だ工匠が種々なる壓迫、束縛を受くるの惧ある如き勢力を、有せず Flanders に於けると等しき鬭争は、英國に於ては未だ其危險を認め得ないのである。英國に於ては Flanders 諸市に於けると等しか複雜にして富裕なる文明の弊害を嘗めず、寧ろ或點に於て、他國に優れる所あるを見る。

即王權の確立及產業制規促進の國家的機關の存在之である。(Alien Immigrants, p. 104)

斯くの如き事情の下に、自然、英國はフラン

ds. (Cunningham: Alien Immigrants, p. 65-68)

Flanders に於ては、1318年工匠は Cassel にて諸侯伯及其宗主たる Philip of Volois の聯合軍に大敗せしより、ギルドに對する壓迫苛酷を極め Ghent, Bruges 及 Ypres 等の大都市より人質としてフランスに移る者を強制せられ、又 1344年に於ける Poperinge 騷擾の主謀者は、三年間英國に追放せられた。大都市に於ては商人組合の態度、工匠と相容れず、工匠は恰ど都市政府に參與せず又、商業生活よりも除外せられ、彼等の職業に對して多くの束縛的制規に服するの状態にあつた。小都市及村落に於ても、亦、大都市の尙ほ維持せんとする稍々完全なる織物製造の獨占を侵害するよりして、都市人民は地方及近郷在住の織物業者と不得べおでない。

ダーツ工匠の避難所となりし以上、Edward 一世は唯、英國への移住者に保護を與ふべきを約するのみにして容易に其渡來を望み得る事となつたのである。

保護狀 Letter of Protection の第一は、1311年 Flanders の毛織物業者 John Kempe 及英國にて其業を營まんがために同伴せる其眷屬從者、徒弟等に對して與へられ、更に織匠洗張工染色工等の渡來を慇懃した。爾後同三六年 Brabant の織匠及 17年に十五人の織物業者の Zeeland より、渡來せるものありしとは云々、斯る偶時的な少數者の移住を以て政府は満足し得べおでない。

茲に 1317年條令を發し、此條令に於て最もよく、其政策の全班を知るを得と稱せられる。

即 England, Wales, Ireland, Scotland 等總

て王權の下に存する地に渡來する全外國織匠に保護を與へ。其居住地は自己の欲する儘たるべし。更に織物業者渡來の獎勵のため、其望むが儘の特權を附與すべし。其製作する織物の長短は任意たるべし。外國織物の輸入は全然之を禁ず。其着用も王室以外の者は嚴禁す。羊毛は英國內に於て製造の用に供せらるべし。——といふにあらず。(Lipson: History 399-400. Ashley History p. 196)

となくして全社會と融和し其有する技能を扶植普及せしむるに於て、始めて充分に貫徹せられ得べきものである。

は任意たるべし。外國織物の輸入は全然之を禁す。其着用も王室以外の者は嚴禁す。羊毛は英國內に於て製造の用に供せらるべし。——といふにある。(Lipson: History 399-400. Ashley History P. 196)

同條令による外國工匠に對する有利なる條件は、ロンドンに於て先づ發布せられ、全國各州に及んだ。數年ならずして、Flanders に於ける寡頭政治の復活及彼等の狀態益々不利に陥りし

亡命者の渡來を見たのである。

いであらう。斯くて、同時代に見る各地産織物の相異は、傳習の技術に於ける相異、各地産羊毛の特種性、又は、嗜好の地方的相異等による所の程度の如何明ならざるも尙、移住織匠が克く、其居住地の特種事情に、自ら適應し得たる事は想像するに難からざる所である。(Cunningham: Immigrants 106-108) (未完)

哲學と社會科學との關係

勝本鼎一

此の一篇は、アヘンカン、ペュールのRecht und Unrecht, Eine Erörterung der Prinzipien。の】章の翻譯である。ペュールは千八百三十七年露西亞に生れ、千八百九十年瑞西のゲンフに於て没す。カント、スピノザ、ヘルバート、コンラーベンハウエル等の感化に負ふ處多い。スピールは人類

第十六卷 (一三一) 雜錄 哲學と社會科學との關係

第一號

吾人は爾後 Edward 四世の治世に到るまでの間に於て、全國各地に起りし、織物業大發達の主因を、之等移住の織匠の功に歸して、誤りな

二、人類相互關係に於ける正義
三、自然界の可能的廣汎なる支配（即ち労働の可能的大なる生産力）
なるを要求した。スピールは斯く道徳的且つ知的進歩の要求と共に正義の要求を導出し、而して自然界の支配を以て單に人類の主目的實現の必然的條件としてのみ考へた（Nicolai）

彼の著書「Denken und Wirklichkeit」1873; 2. A. 1877; 3. A. 1884. Moralität und Religion 1874. 寄十餘文「Recht und Unrecht」に元來 Moralität und Religion の第二部を構成せらる。のであるが、一昨年(千九百十九年) Prof. Dr. Nicolai(「戰爭の生物學」の著者)の序文を附して、特に別に出版せられた。

哲學が社會科學——法律學及び經濟學——に對して寄與し得るところは量的には大ならずと雖も其の觸るゝ處は重要の點である。即ち次の三點是なり。

哲學の任は